

都市問題パンフレット

NO 21

東京市政調査會

東京市政調査會
理事會

池田 宏

報償契約に就て

報償契約に就て

池 田 宏

目 次

- 一、報償契約の観點
- 二、報償契約と其の由來
- 三、公物法上に於ける公益企業と地方自治
- 四、公益企業の經營と地方自治
- 五、報償契約の沿革と其の効力問題に關する論争
- 六、報償契約問題に關する東京市政調査會のクエツシヨネア

一 報償契約の觀點

報償契約は、地方公共團體が、公益企業主體との間に、種々の關係に於て、公法並私法上の交渉を展開しつゝあ

報償契約に就て

りたる結果、漸く妥協し得たる處に基き約束したるものにして、双方の存在目的と職能保全の爲、双方の義務拘束を對當の關係に定置するに依りて双方の利益をして兩全するを得しむる所あらむとして双方の完全なる理解の下に成つたものである。されば之に就ては、契約の成立原因を詳らかにして双方の契約目的を究明するは勿論、契約の履行狀況をも検討して篤と其の價值をも判斷するの用意が必要であつて、單に契約の正文のみを捉へて素りに活殺する様な事があつてはならないし、又契約成立當時に於ける客觀事情を精査する所ありて其の後の沿革をも審らかにするのでなければ、其の現在に對する正しき結論を導くことは出来ないものである。然るに之に對する世間の論議を観るに、往々にして性急に過ぎ、漫りに皮相の觀察を基礎として、形式法學上の解釋論を以て終始するものあり、或は自由放任主義の政策を以て公益企業の經營に擬せむとする思潮に支配せられて企業者側の代辯に過ぎざるが如くに見ゆるあり、然らざるものに在りても、概ね官權萬能論に傾き、地方自治と公益企業との間に於ける關係を正視し、兩者の政策の合致融解する處に、報償契約の真相を捉ふるに努めむとするものに乏しきは、甚だ遺憾とする所である。

永き沿革を経て自然に育成せられ、輿論の批判の下に、忠實に履行せられて來た既成の効果は、かくの如き論證に依りて一朝にして覆へし去らるゝが如き事もあるまいが、偶々此等の論議は、公益企業關係者中、心無き輩の利用する處と爲り、折角地方自治と公益企業とが、双方の信義を基調として協商したるに依り、自治の政策と公益企業政策上の要求とが、二つ乍ら圓滿に充たされむことを保障し得たる報償契約が、動もすれば、其の存在を脅かされつゝあるは、實に心外千萬と謂はねばならぬ。

由來、公益企業の職能は、地方自治の存在理由と相通するものがあつて、二者正さに一如の活用を營むべきことが、期待されてゐるが、此活用は、現在報償契約に依てのみ保全せらるべきである以上、報償契約に關する論争を此儘にして置くことは、決して啻に地方自治の深愛とするのみに止まらずして、恐らくは公益企業の爲めにも容易ならぬ問題であらう。

惟ふに、地方自治が、國家統制下に於ける活動であるからには、何事も、國法の定むる所に從て、運営せらるべきであるが、苟も國法に於て自治の制を確立したる以上、國家統制の必要と、自治の義理とは、並び行はれて、愈々公利公福を増進し得べきを期すべき筋合なるに拘はらず、兎角我國法上に於ては夙に地方自治の大義を高く掲げて不變の法と爲し、地方公共事務に付ては、偏へに適法なる自治の活動に俟たしめ、自治を以て國基としてゐるが、一たび國法上の諸問題に關し、新に國法の制定を必要とするに當りては動もすれば、儼然たる自治の存在を忘れたるかの憾ある事頗る多く、新なる法令の出づる毎に、自治の尊信が傷けらるゝかに見ゆるが故に、一層報償契約の取扱に就ては甚深の注意を要求するものである。併かも、國法の規定を以て自治の大義を減するの虞あるの事例は、最も公益企業に關する立法に於て顯著なる傾あるに於てをやである。

現に之を立法例に徴するに、例へば水道條例の如くに、公益企業の經營に付ては、公營を原則とし、之が私營は、公共團體の資力乏しくして之が經營に任ずるに堪へざる場合に限りて認むる事とし（水道條例第二條）、併かも之に對しては、公共團體の買收權を認むるに依り、恰も一時の便法として私營せしむるが如き主義に出づるものもあるが（同條例第一七條、第一八條）、一般に公益企業に對しては、公營と私營の間に特許の先後優劣を判つことなきを原則として

ある。蓋し公益企業の過去の実績は公私營の間、遽に優劣の分を斷すべからざるものあるに因るべしと雖も、苟も既に水道に付公營を原則としたる以上、他の公益企業に就ても、其の職能並之に對する地方自治の關係に於て水道と同視すべきものに對しては、等しく公營を優先せしむるに躊躇すべきではあるまい。

又公益企業は、經營區域の屬する公共團體の存立要件と、之が成員の共通利害とに緊密の關係を有し、相俟ちて都市經營上の基幹たる一定の計畫を構成し、都市の重要な積極的施設として、缺く可らざるものに屬し、之に對しては、當該企業企畫が、果して克く地方の公需に適應するや否や、當該地方に於ける他の公の計畫若は既存の公益企業に對する影響如何等に關する考察は素より、當該企業の公物行政との調和問題及企業のサーヴィス並料金の適否其の他當該企業の經營に對する公共團體の一切の關係は、一として自治の最重大なる關心事たざらるはない。さればこそ公益企業は、一般に公營を認められてゐる譯であるのに此企業の經營に對する公共團體の發言權は事毎に著しく輕んぜられてゐるのである。

凡そ此等の事は、實に立法上に於ける重大なる錯誤であるから、公益企業の經營に關しては、速に公益企業の本質が、地方自治の理念に最適するの事實を正視して之に對する自治活動を須らく法制上に於て保障すべき事、猶ほ恰も、前掲水道條例の弊に倣ひて公益企業に關する法制が、其の買收權を公共團體に留保する點に於て共通なるが如くあらねばならぬと思ふが^(一)（瓦斯事業法第一七條、電氣事業法第二九條、軌道法第一條、夫れは別問題として、今日の問題としては、かゝる間に處したる地方自治の作用が、遂に公益企業の經營に對する關係に於て、自から報償契約を成果せしめたること、之ありたるに依り、又之を護りたるに依り公共團體並公益企業共に克く時需に

¹⁾ 本會發行「公益企業法案」參照。

應じ來れるものなることを承認せざるを得ないのである。されば報償契約に關しては、觀點多きが中に、最基本的の研究として觀察を忽にしてならぬのは、實に自治と公益企業との關係に就てあると思ふ。

二 報償契約と其の由來

報償契約は、地方自治と公益企業との間に成立せる取極で、當事者間に互に對當の關係に在る双方の義務を設定し、且双方忠實なる履行に依て双方の存在目的と其の職能とを兩全する爲めにする合意である。之が形式は必ずしも報償契約と題することなくして、或は協約若は協定と稱し、時に覺書とも稱してゐる。其の内容も亦、必ずしも凡ての契約を通じて一樣とは言へないが、其の類型は、殆んど本會の公益企業に關する調査報告第一編第四冊其二「現行公益企業法規類集」中に載録したる所に盡きてゐる通り、正常のものに在りては、概ね公共團體側に於ては、公益企業者に對し、其の經營に關し、公物の占用等に付、特殊の便宜を與へ若は之に一種の特權を保證する等の方法を以て公益企業の獨占性を保障すると同時に、此企業の存續並其の施設の建設改良をして公共團體の公需に適應して其の職能を發揮し得べからしめ、企業者側をして公益上若は公共團體の需要の爲め、サーヴィス、料金其の他供給條件に付特別の義務拘束に従はしむるの外、其の企業利益を一定の限度に止めしむると共に公共團體をして一定の企業利益に與らしめ、且つ公益企業の買收に關する特約をも定め、公益企業の經營に關する報償契約上の紛議に關しては、特別な仲裁制度を設定するが如きを普通としてゐる。

此契約に就ては、學者の間に公法上のものなりや否やに就ても議論あり、假令民法上のものなりとしても、之

が効力に就ては有効無効の論争を残してゐるが、法律の解釋論を闢はす前に報償契約の由來を按じて其の目的とする所を、自治と公益企業との關係に就て深く考察を遂げる必要がある。

公益企業に關する法制を按ずるに、孰れの國に在りても、成法の上のみに於ては、必ずしも十分に獨占的性質を保障してはゐない。併し之が經營の實際は、經濟上自から獨占的性質を有するに至るを免れないものであるから、之に關する國法の統制は、必ず此企業の專恣に赴きて公需を沮むことなきに豫め厚く備を爲す所あるのみならず、必ず各個の企業計畫を篤と審按して一々特許するの主義に依り、工事方法は素より、企業の實施、サーヴィス及料金の問題並企業上の會計經理等之が經營上の重要事項に就ては、悉く主管官廳の統制に服せしめ、其の經營の常に公益を害することなく、且克く公益企業としての職能を充たす場合に於てのみ、企業としての存在を保護するを統制上の理念としてゐる。乍併何事も凡そ國家統制のみを以てしては、勢ひ各地方の公益事情に適應して周密妥當なるを期し難い憾みあるを免れないものであるから、孰れの國に於ても、一般に或る程度の地方分權と地方自治を認め、特に地方自治に對しては、合法なる自主權の發動に依る自治立法權をも認むるに依りても知らるゝが如く、結局地方自治の適法なる作用の自から此企業の經營に關與するに至ることは之を拒み得ないものである。

地方自治は種々の場合に、公益企業の經營に對して發言し得る適法の機會を有つてゐる。而して斯の如き機會は乍不十分、獨り此企業に關する法制に依りて保障されてゐるのみならず、之と同時に、一般的に地方自治に關する法制に依り固有の權利として認められてゐる。併かも地方自治が此機會を捉へて、適法に公益企業の經營に

干渉し得る行政上の活動は、決して公法上のみ限局せらるべきものに非らずして、汎く私法上の關係に於ても等しく之を期待することが出来るのである。現に孰れの國に於ても、此種の自治活動は、公私法上の關係を綜合する所に成り、當該企業に關する國法に據る國家統制と相俟ちて、一面に於ては公益企業の實際をして、其の職能とする所を充たさしめつゝ、他の一面に於ては健全なる自治政策上の要求に適應せむことを庶幾してゐる。

斯くの如くにして、所謂報償契約なるものは、我國の實際に於て、自治體としても公益企業としても、共に其の法律關係を通じて幾辛酸を経て成形せらるゝに至りしもの故、遂に關係公共團體と關係企業者の間に於ける協約として公認せられ、永く重要な役割を演じ來れるものである。

三 公物法上に於ける公益企業と地方自治

公物法上に於ける地方自治の活作用は、公益企業に關する諸法制の上に於ては、不當に著しく限縮されてはゐるが、夫れでも相當に期待せられてゐる。其の公物法上の關係に於て殆んど自治活動の餘地なからしめてゐるものとしては、軌道法を擧ぐる事が出来るが、此領域に在りても、尙且適正なる自治活動を期待することが出来る。蓋し公益企業に關する法制若は公物行政に關する法制のみを以てしては、自治制に依て與へられたる活動の力を壓することは事實上不可能に屬するからである。

軌道法は、特許を受けたる軌道經營者の軌道敷設に要する道路の占用に付ては、特許に依り道路管理者の許可又は承認を受けたるものと看做し(軌道法第四條)、軌道經營者工事施行の認可を受けたるときは、道路に關する工事に

付、道路管理者の許可又は承認を受けたものと看做す(同法六條)が故に、軌道法の正面から観ると、之に對する自治活動の餘地は、全然封鎖せられてゐる様に見ゆるが、之があるが故に當然直に自治法上の常道は杜絶せしめられたものと見ることは出来ないのである。無論此種の制度は公益企業に關する國法を通じて、軌道法のみの特例であるが、特に軌道法中に此定ある所以のものは、恐らくは軌道事業の經營は、之に依りて道路の目的たる交通上の利益を増進するに在るのであつて、此企業の特許目的とする所は、正さに軌道の敷設を許可せらるべき道路の開設目的と一致するが故に、其の效用互に相裨補するの關係に置かれてゐる上に、之が特許官廳は、同時に道路行政の主管官廳なるが故に、軌道の特許若は其の工事施行の認可は、常に軌道行政と道路行政の調和を保全し得べく、爲めに之に在りては往々にして他の公益企業行政に於て見るが如く、一方の官廳に依りて代表せらるゝ公けの利益が他方の官廳に依りて代表せらるゝ如き關係に在る公けの利益との間に衝突を來すの虞れなしと思惟せらるゝからで、一面の理はあるが、かゝる一片の規定を以てして之に關する自治の活動が停止せらるゝものと見るのは自治の働きに對する認識不足で、自治と官廳事務とを同視する官權萬能論者の間にのみ通用し得べき法理ではあるまいか。夫れは兎も角として、かゝる法の擬制が存在を許されるのは、地方自治の國法上の活動は、自から軌道法の施行をして常に事前に於て、必ず地方自治の意見を徵せしめざるを得ないからではないか。是かの特許官廳が、適時に關係道路管理者並其の道路に付、費用を負擔する公共團體の意見を徵せざるに於ては、軌道の特許を爲し、若は之が工事施行の認可を爲し得べからざる旨の施行規則の明文あるに依りても推知し得るであらう(軌道法施行規則第四條、第一〇條)。

或は公益企業に關する法制中には特許したる企業の經營上必要とする公物の占用に關し、常規を逸するが如き自治活動の關與するなきを保障する所あらむとして、主務官廳に公物占用許可の包括的な權限規定を設定してあるものもある(瓦斯事業法第五條、電氣事業法第九條)。乍併此場合に在りても、仍經營者が現實に公物の占用を爲すには、必ず之が管理者の許可を必要としない譯には行かぬのであつて、管理者としては、苟も公物行政上正當の事由ありとするに於ては、占用許可を拒み得るものであることは、いふ迄もない。

以上孰れの場合に於ても、地方自治の責任事項たる公益保全の爲めにする活動は、公物法上に在りても、種々の形に於て期待せられるべき筈である。加之道路法の如くに明文を以て特別の定(第二八條第四項)を設くるに依て適用を除外してゐない限りは、公益企業の經營者としては、必ず管理者の定むる相當の占用料金を公納しなければならぬが、此料金収入は、結局する所、關係公共團體の豫算に於て關係議會の議決を経るを要し、且之が決算に就ては關係議會の認定に服せざるを得ない關係に在るのである。併かも此料金の適度を按じ、又之を如何なる形に於て公納せしむべきかに就ては、素より自治の選擇權内に在るであらう。

又公物の管理者なり、其の費用を負擔する公共團體としては、公益企業の特許又は工事施行の認可等の場合に、適時に適法の意見を表明して、公益を護るに必要な措置を執り得るのみならず、其の公物行政上の權限行爲は、假令特許なり、許可認可に關する權限ある官廳の處分があつた後なりと雖も、公益企業に關する特別法に依て阻止せらるべき理由は、毫もないのであつて、其の公物開設の目的を保全するに必要な措置を執ることは、自治に對して無論許されなければならぬ。

四 公益企業の經營と地方自治

地方自治の公益企業の經營に對する法律關係亦自治制上に於ける自治權の作用を通じて種々に展開し得べきことが期待せらるゝ。其の最普通に考へらるゝ事は、地方自治の財政權能を介してである。

地租法、地方税法其の他公益企業に關する特別法の類に依りて特別の制ある場合は別段であるが、然らざる以上は、一般に公共團體は、公益企業用の土地家屋物件に對しては勿論、其の營業並其の收入に對しても、課税し得べく、又道路法若は都市計畫法等の如くに特別の制ある場合には、必要に應じて公益企業に對し、一定の特別負擔をも命ずることが出来る。此方面に於ける自治活動は自から依法性に依て制約せられてゐるから、無論公物行政上に於ける活動程に自由裁量の餘地に乏しいに相違ないが、夫れにも拘はらず、公共團體は、其の公益上必要ある場合には、寄附又は補助を爲すことを得べきは勿論、獨り公益上の事由ある場合のみならず、其の他の事由に因りても課税を不適當とする場合には命令の定むる所に依て課税せざるの自由も認められてゐる（市制一二）等の點に於て財政權に關する自由の決定權を有つてゐる爲めに、之が運用に依て公益企業の經營に對しては自から選擇する處に從て成法上合目的なる種々の活動を遂げ得べく期待せられるのである。

この事は地方公共團體が、本來其の公共事務を處理する爲めの存在であつて、其の公共事務の處理に付ては、包括的權限を認められてゐる事と相俟ちて、公益企業に關しては種々の法律關係を作り得る。即ち或は自から進で公益企業を經營することも出来るし、或は商法の規定に遵ふに於ては、所謂公私協同經營の實をも擧げ得る事

亦必ずしも不可能ではない、又自治制の運用如何に依りては、或る程度迄企業營團の働をも期待し得られるであらうし、其の他種々の形に於て公益企業の經營に参加することが出来る。

由來、公共團體は、其の公益に關する事件の措置に付ては、自治法制上常に廣汎なる權限の推定を受けるのであつて一切の自治行爲は、苟も越權若は背法の事なき以上、明らかに公益を害するか、又は其の收入支出に關し執行すること能はざるものならざる限り可能有效なるべきを自治法上の大原則としてゐる（市制第二條、第四一條、第四二條、第九〇條及第九〇條ノ二等）。

地方自治は、實に之あるが爲めに、克く地方の公益を代表して公共事務の處理に任じ得るのである。之なくんば舊市町村制發布の際に賜りたる 上諭に在る地方共同の利益を發達せしむると同時に關係住民の幸福を増進し得ざるべきは、今更喋々する迄もないであらう。由是觀之、かの公益企業の經營に對して特別の保護助成を加ふると同時に、之に對して公益上必要なる制限を加へ、一面に於ては獨占的地位を保障すると共に、企業利益を一定の限度に止めしめつゝ、一定の報償金公納の約を交はし、必要あるに於ては一定の條件に従ひ、何時にても公營に轉換すべき旨を約する等凡そ公益企業をして健全なる發達を遂げしむる所以の途が自然に自治活動に依りて保全せらるゝに至りし事も決して偶然ならざるを惟はしむるのである。

翻て公益企業なるものは、地方の公需に應じて其の公利公益を圖るを以て其の職能と爲すの點に於て、正さに地方公共團體の存在理由とする所と合致するものといふべく、併かも公益企業の經營は、獨り之が必要者たる當該企業の經營區域の屬する市町村住民の緊切なる利害關係を共通にする所なるに依り、企業のカウヴィスと料金

とは適正の關係に於て調整せらるゝことを現實の必要とするのみならず、其の企畫は孰れも皆學者の所謂都市經營上の基本計策たる都市計畫上の重要な積極的施設に屬し、之ありや否や、之が企畫の當否、並之が經營の適否は、悉く經營區域の屬する地方公共團體の存立要件を支配し、都市計畫上に於ける地域制の死命を制すべき關係に在るは勿論、企業經營上の事態一として地方に於ける重要な公益と出入せざるなきに想到するときは、地方公共團體は、地方に於ける公共事務と公益の保全に付包括的權限を有する唯一の管理者たる固有の地位に於て、其の責任を完くするが爲めに必要な措置に出づるの適法合目的の自由が是認せられなければならぬであらう。

報償契約は、實に如上の必要に應ずるものとして、自治の作用遂に我國の實際界に之を生育せしめたもので、地方公共團體と關係公益企業とは、自由の意思に依り、互に羈束する所克く自治目的を保全すると同時に公益企業目的を達成せむとして事の成否を之が忠實なる履行に繋ぐるに至つたのである。

五 報償契約の沿革と其の效力問題に關する論争

抑々報償契約は、大阪市が會て巡航船合資會社との間に締結したるに始まり、次で道路の占用を必要とする他の公益企業に就ても、瓦斯事業に關しては、同市と大阪瓦斯株式會社との間に、又電氣供給事業に關しては、同市と大阪電燈株式會社との間に締結したるを夫々嚆矢とし、我國に於ては、殆んど皆大阪市に於て發達を遂げたものである。其の後主要都市は、續々として大阪市の例に倣ひ、公益企業に關し、都市と企業者の間に報償契約を締結するもの相踵いだのであつて、報償契約締結後に於ける實狀を見るに孰れの地方に於ても概ね信義を

以て履行せられ、一般に報償契約は之に依りて公益企業の職能を保全しつゝ、克く自治政策の要求に應ずるものなりと思惟せられたものであつた。されば大正十二年には、瓦斯事業に在りては七十有餘の事業中報償契約の締結あるもの六十に近い程普遍するに至つたが、是は政府當局に於ても、都市に對し、公益企業に關しては特別税を廢止して、報償契約を締結すべき旨依命通牒を發したるに負ふ所も少くなかつたのである。(明治四十四年七月二七日市長宛大藏次官依命通牒)

乍併大正九年道路法施行せらるゝや、其の道路は國の營造物なりとする理論を貫き、道路は、關係地方公共團體の費用負擔に於て、之を統轄する行政廳の管理に屬するものなりとしたるに依り、道路の占用を必要とする公益企業に付ては、端なくも、報償契約の原因消滅したるに依り、履行不能に歸したりとするの論議を生じ、第四十三議會の問題と爲りたることもあるも、道路の主管大臣より所謂報償契約は、道路法の規定に抵觸するものゝ外道路法の施行に依り其の効力に影響なしと答辯して僅に事無きを得たる以來、報償契約自體の効力に關する論争漸く滋生し、自治の監督輔導の官廳たる内務省すら、公益企業の主管官廳たる逓信省の横槍に依り報償契約に於て道路の占用に關係なき事項を約款とするが如きは然るべからざる旨の通牒を發した程故。(大正九年九月二八日電第五一〇號内務次官回答) 假令本件效力に關する判例は、未だ歸結する處なしと雖も報償契約に對する期待が、漸次往日の如くなるを得ざるに至りしは當然といふべく、各種公益企業に關する特別法制の、逐次整備するあると共に報償契約の影は、薄からんとするの色がある。從て事業者側に於ては、動もすれば、公共團體側に對して報償契約の效力を無視せむとするの態度を明らかにし、社團法人日本電氣協會の如きは、其の第三十六回定時總會に於

て、自今報償契約を履行せる當業者は速に之が廢棄の手續を執るは、斯業將來の爲めに適當の措置なりと信する旨の議を決し、此旨當業者に通牒する所あるに至つた程である（昭和三年九月電氣協會發行電柱税、電柱敷地、使用料並に報償契約に關する議案の経過大要）。

斯の如くにして報償契約に對しては、東京瓦斯株式會社の如くに、東京市を被告として報償契約無効確認の訴を起すものもあれば、或は報償契約の改訂期に報償契約上の約款を變改し、若は報償契約を破棄せむとする氣勢を示すものもあり、又或は報償契約上の約款に従ひ、公共團體側より之が買收の協議を進行すれば、忽にして契約無効を宣言して東京瓦斯會社の擧に倣はんとするものありといふ風であり、之に對する公共團體側の態度亦時に平靜を失するものあり、或は自から進で報償契約を廢棄して、報償契約締結前に於ける自治政上の渾沌時代に立歸り自治制上の財政權なり公物法上の行政權なりを眞向上段より振り翳して公益企業の經營を脅かすを以て之に對抗する所以なりとする向きも出て來たのであつて、久しきに亘つて自治政策と公益企業政策とを、うまく協調偕和せしむるの活作用を營むてゐた報償契約を繞りて、今や甚だ陰慘にして憂慮すべき場面が展開せられてゐるのである。

事の茲に至りし所以のものは、極めて複雑なる事情の存するあるに因るものにして、必ずしも當事者の孰れかを責めなければならぬといふ事もあるまいし、又中には報償契約の内容たる双務は、時勢の推移、經濟界の變動、企業界の變遷法制の改廢等に依り、いつしか契約當初の如くに互に對當の關係に置かれたりと思惟し得ざるに至りたるもの亦之無きにしもあらずであらうし、或は企業の実際は契約當時の企業計畫通りに實現せざるに因り若は意外の事實の發生したるに因り、又は豫期の成績を擧げざるに因り契約事項の改訂を爲すに非らざれば、到底此上企業の經營を遂行する能はざるが如き苦境に陥つてゐる爲めに心ならずも契約を破棄せむとするに至れるものもなしとはしないであらう。時としては、反對に公共團體側に於ても政治勢力上の問題より又は財政上の不得止措置として、公益企業者に對して、過重の負擔に任せしむる等無理を強ゆるが如き事も、絕對になしとは保證し得ないのであつて、報償契約に就ては、十分に、其の内容の當否を検討し、修訂すべきは、之を修訂し、刪除増補の必要あるものは、之を然かする必要もあらうが、報償契約の職能とする處は、決して所謂政治目的に悪用すべからざるは勿論公共團體の一時の財政目的に供したり、若は其の官僚的行政の欲望を満足せしめたりする爲めに存するものに非らずして、公共團體の存立目的の爲めに、公益企業の職能を保全するに在りて存し、かの公益企業のサーヴィスなり、料金若は企業利益の適度性を維持し、進むでは公益の必要あるに於ては企業施設の公營轉換を圖る等公益企業をして常に其の經營地域に於ける社會的公益職能と終始せしむるを得しめ、之をして公共團體の責務とし目的とする所と融合せしむるに在るを惟はゞ、之をして契約當事者間の紛争に任せて自治と公益企業の正常なる關係を紛更せしむべきではあるまい。

六 報償契約に關する東京市政調査會のクエツシヨネア

今回本會が報償契約に關するクエツシヨネアを發して、之に關する實證研究に着手した所以のものは、之を要するに如上の見地からである。回顧すれば、先年本會は、六大都市々長連名の委嘱に基き、官公私各方面の多大なる協働を得て、公益企業に關する實證制度兩方面の調査を遂げ、之を基礎として、公益企業法案の立案を了

2) 法案並其の逐條理由(『都市問題』第十四卷第一號「公益企業特輯」及昭和七年五月發行「公益企業法案」に掲載しあり。

し、右の諸調査書³⁾と共に六大都市々長に報告したる後弘く世に公にして、各方面の公正なる批判に委する所があつたが、右の調査に於ては、時日の許さぬものがあつたが爲めに、關係諸法令の規定と率聯の關係に於て夙に自治政策上最も重要な使命を果たしつゝあると同時に、公益企業をして完全に其の職能とする所を充さしめつゝある報償契約の實體に關しては、乍遺憾之を別途の研究に譲らざるを得なかつたのであつた。無論當時としても、本會は之に關して豫てより蒐集するに努めてゐた幾多の資料を涉獵して一應の検討を経て、聊か公益企業法案理由書の隨處に、一定の意見を提示しては置いたが、未だ十分に意を盡さざるの憾みなしとせざるを自認したるが故に、他日適當の機會に於て改めて各方面の協働に俟ちて補充する所あり、依て以て、報償契約自體に關する調査の完璧を期したいと竊かに庶幾つて居た次第である。

然るに何ぞ料らむ。現に報償契約の改訂期に際し、若は報償契約上の約款に依る企業買収問題等の進行するに伴ひ、地方に依りては容易ならざる紛争を惹起し、爲めに行政上の難點に直面するに至り、中には或は既に是非曲直を司法の審決に仰がむとし、市會の議決を経て出訴せる向すらあるに至つたのである。斯の如きは、今後に於ける事態の如何に赴くべきかを想察すると、實に憂慮に堪へざらしむるものがあるのである。蓋し報償契約に關する各種の關係資料を普く網羅し、之が實體を究むると共に其の履行状況を詳かにし、之に對する關係者の意見を徴するは素より、中正の世論に聴き、之を基礎として、之に關する本會の調査意見を確立し、一には以て自治政策に貢獻すると共に公益企業政策の確立に盡し、依て以て前記公益企業調査と照應する所あらしむるの必要此秋より急なるは莫いであらう。夫れ然り、今回本會が作成したる「報償契約に關する調査要項書」と題するク

エツシヨネアの全貌は左記に依りて承知して貰ひたいのであるが、本會は取り敢へず之を全國の地方公共團體方面に送附して關係各事項に關する腹藏なき意見の回示並關係諸資料の提供を懇請すると同時に學界並實際家方面の意見をも併せ求むることとしたのである。併し之に對しては素より地方自治關係のみの資料なり、自治關係者側の意見のみを基礎として斷ずることは出来ない。公益企業關係の資料並公益企業者側の意見をも網羅して楯の兩面に付表裏より觀察を遂ぐるの要あるは勿論、自治の監督官廳側、公物行政並公益企業關係の主管行政廳側及行政並司法裁判所側の記録なり、意見をも盡くす所ある外、普ねく學界並實際界に於ける指導的地位に在る人々の意見と自治並公益企業に關心深き大方諸彦の忌憚なき意見に俟つもの頗る大なることは、いふまでもない事である。關係者各位、希くは本會微衷の存する所を諒とせられ、自治政策上將又公益企業政策上極めて重要な地位を占むる本問題の眞價を正視せられて、進むで本會の調査研究に参加せられ、腹藏なく各位の蘊蓄する所を傾けられ本調査をして克く所期の目的を達せしむるに無限の協力を惜まれざらん事を。

報償契約に關するクエツシヨネア

第一 報償契約の現状

一 現行報償契約の正文

報償契約に就て

³⁾「公益企業に關する調査報告」第一編第一冊乃至第四冊、同第二編第一冊乃至第八冊並同附錄編參照。

契約書、協定書、覺書並附屬書類共總て正本の寫には各契約を通じて必ず契約當事者の表示並契約締結の日を御明記の上送附煩はし度し。

二 報償契約の締結目的

當初契約の儘なるときは、當初の契約に付、若し其の以後に契約の修正又は更改ありたる場合には、其の場合毎に、契約締結の動機、理由並契約成立に至る迄の経緯をも併せ承り度し。

前號に關する公共團體側の理事者並關係議會内の論議、意見及事業者若は監督官廳等に對する公共團體側の意見の類は成るべく詳細に御示し願ひ度し。

三 報償契約の職能及效用

契約締結後の實績に徴し、自治政策上並公益企業の社會的職能等の見地より報償契約の職能及效用を審かにし、且之に對する御意見を御示し願ひ度し。

報償契約本來の職能を全うし居らずと認めらるゝ事、若は報償契約の約款中十分に所期の効果を發揮し居らずと認めらるゝ事あらば、其の事實に付、之が原因及其の除去方法御示し願ひ度し。

四 報償契約締結前に於ける對事業者關係の實狀

報償契約締結前に於ては現に契約の目的とせらるゝ事項に對しては如何に措置しむたるや、契約存せざりしに因り不便不都合ありたりとせば其の事情御判明の分承り度し。

第二 報償契約の履行狀況

五 (1)資本の増減 (2)社債の發行 (3)配當の制限 (4)會社の合併並兼業の經營 (5)事業の改良擴張

(6)料金の値上値下 (7)納附金 (8)事業の買収 (9)仲裁 (10)其の他報償契約上の重要事項に關し、其の報償契約の約款に基きて行はれつゝある事實の真相を詳かにし、若し報償契約の約款に依らずして行はれたる事例又は報償契約の履行せられざりし事例ありたりとせば、其の事實に付、之が内容並措置の顛末詳細承り度し。

前項の事例に關する公共團體側の理事者並關係議會内の論議、意見及事業者若は監督官廳等に對する公共團體側の意見又は之に對する事業者側の異議等は、漏れなく御示し願ひ度し。

六 從來報償契約の履行を確保する爲、措置せられつゝある實況承り度し、若し特に検査機關の設置あるに於ては、其の組織、權限及運用狀況等御示し願ひ度し。

特定機關の設置なしとせば如何にして契約の履行を確保せられつゝありや。

第三 報償契約の效力

七 報償契約自體の有効無効に關し問題を生じたる事例あらば、如何なる機會に、如何なる理由に依り發生したるや、之が措置の顛末と共に詳細承り度し。

前項に關する公共團體側の理事者又は關係議會内の論議、意見及事業者若は監督官廳等に對する公共團體側の意見又は之に對する事業者側の異議等は、漏れなく御示し願ひ度し。

本件に關し訴訟事件となりたる事あらば、一件書類に付其の論争點、當事者双方の主張並一切の顛末を明示せられ度し。

本項に就ては、學者、専門家等の意見書、鑑定書並輿論の一斑を知るに足るべき文書等あらば、併せ提示せられ度し。

八 報償契約中の或約款の效力に關し問題を生じたる事例に付きても前項に準じ詳細承り度し。

九 報償契約の約款中、法令制定の結果死文に歸したりと思料せらるゝ事項あらば之を指摘して其理由を明かにし、且之が措置に關する御意見等承り度し。

若し既に何等かの善後措置を了せられたることありとせば、其の要領並經過を詳かに示され度し。

一〇 前三項の外、一般に報償契約又は其の約款の效力に關する御意見亘細となく承り度し。

第四 報償契約に關する其の他の問題

一一 現行報償契約又は其の約款に付不備とせらるゝ點あらば、將來修正追加を必要とせらるゝ事項と共に提示せられ度し。

一二 報償契約の存在を不必要とせらるゝに於ては、其理由を示し、報償契約以外に、之に代るべき措置方法ありとせらるゝに於ては、詳細之を提示せられ度し。

一三 現行法令の規定のみに依りて現に報償契約の果しつゝある目的を十分に達成し得べしと思料せらるゝに於ては其の理由を明示し、之に關する各地の事實を詳かにせられ度し。

第五 報償契約の存在せざる場合

一四 報償契約不存在の事情並理由

公共團體側若は事業者側に於て契約締結の希望あるも實現せざるものなりや、又は双方孰れも締結を希望せざるや等の事情に付其の理由と共に承り度し。

等しく同一地方公共團體内の公益企業にして報償契約の締結あるものと然らざるものとある場合には、其の區別の存する事情並理由に付ても詳かに承り度し。

一五 報償契約なしとせば、一般に報償契約の目的とする事項は如何に措置せられつゝありや。

一六 報償契約の存在せざるが爲め不便不都合とせらるゝ事實あらば具さに其の真相を承り度し。

一七 以上各項の外尙も報償契約に關し問題となるべき事項又は現行契約に付御氣付の事項あらば亘細となく御高示煩し度し。



パンプレット

財団法人 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

查がその可能を實證してゐる。
さはいへ學問と技術とを基礎とする都市政策の遂行によつて矯正されねばならぬ社會缺陷は尙ほ幾多殘されてゐる。これ等缺陷に對しては都市自體の躍進的發展、社會變遷、經濟的推移、政治思想の變化に應じて速かに適切妥當なる方策を以て臨まねばならぬ。
「都市問題パンフレット」はこの必要に應ずる即効的資料である。簡潔低價の小冊子ではあるが、近時特に多端を加へ來つた都市問題界に本叢書の演ずる役割は決して小さくないであらう。

- | | | | |
|--------|------------|----------------------|-------------------------|
| No. 1 | 法學博士 小林丑三郎 | 都市財政の根本的改善 | (絶版) |
| No. 2 | 鈴木武雄 | 昭和三年度 東京市豫算案を評す | (絶版) |
| No. 3 | 川本宇之介 | 大阪市の學區廢止と共に伴ふ施設計畫に就て | P. 58
20 sen |
| No. 4 | 富掛建造 | 名古屋市の町名番地 | (絶版) |
| No. 5 | 法學博士 關一 | 市營事業の本質 | (絶版) |
| No. 6 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の塵芥處分問題 | (再版) P. 37
20 sen |
| No. 7 | 法學博士 關一 | 下水道事業の經濟 | (再版) P. 26
10 sen |
| No. 8 | 東京市政調査會 | 市會に關する制度改善諸案 | P. 46
20 sen |
| No. 9 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の尿尿處分問題 | P. 72
20 sen |
| No. 10 | 池田宏 | 都市行政の大恩人としての故後藤伯を憶ふ | P. 18
寫眞 1
10 sen |

都市問題

各冊二十頁乃至六十頁の普及版
執筆者は斯界の權威揃ひ
一冊一研究の叢書

現代都市は、物質的にも精神的にも、國家活動の源泉である。同時に都市社會の不安は、國家社會の一大脅威である。一國の政治經濟文化の上に於て現代都市の占むる此の重大なる地位は、文明の進化につれて駁々乎として止むことなき都市の膨脹發展によつて愈々其の重要性を加する。

現代都市が商工文明の所産たるの特質より生ずる凡ゆる禍害は到底避くべからずとして絶望的所説をなすものがある。果して此の禍害より都市を濟ひ、市民生活の福祉の増進を期することは不可能であるか？ 否、最近の衛生統計や社會調

- | | | | |
|--------|------------|---------------|-----------------|
| No. 11 | 谷川昇 | 瓦斯事業市營買收論 | P. 33
10 sen |
| No. 12 | 池田宏三郎 | 大都市制度論 | (絶版) |
| No. 13 | 池田宏 | 公益企業概念と其諸問題 | P. 34
10 sen |
| No. 14 | 池田宏 | 自治制發布記念日設定論 | (絶版) |
| No. 15 | 池田宏 | 大都市問題と市町村の統合 | P. 20
10 sen |
| No. 16 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市塵芥の處理方策 | P. 57
20 sen |
| No. 17 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の空中淨化問題 | P. 65
20 sen |
| No. 18 | 荒木孟 | 生鮮食品卸賣市場の統制 | P. 23
10 sen |
| No. 19 | 東京市政調査會 | 東京市政現下の諸問題 | P. 27
10 sen |
| No. 20 | 東京市政調査會 | 市吏員の銓衡方法と試験問題 | P. 59
30 sen |

●市政の科學的研究雜誌「都市問題」特輯號

「都市問題」は斯く時々重要案件を捉へて時運の要求に應ずる

都市問題 第十三卷 第四號 P 320 (¥0.80)

地方財源特輯

都市問題 第十四卷 第一號 P 596 (¥2.50)

公益企業特輯

都市問題 第十四卷 第三號 P 620 (¥1.50)

東京市政調査會 創立十周年記念 **市政論集**

都市問題 第十五卷 第四號 P 510 (¥1.00)

大東京記念特輯

都市問題 第十五卷 第五號 P 220 (¥0.60)

都制問題特輯

都市問題 第十六卷 第三號 P 340 (¥0.70)

選舉肅正號

都市問題定期購讀料一年 ¥5.50 半年 ¥3.00

特輯號は年極には普通號扱

昭和八年五月五日印刷
昭和八年五月八日發行

「報價契約に於て」
定 價 十 錢

編輯兼
發行者

法人 東京市政調査會

印刷者

東京市京橋區築地四丁目四番地
鈴 木 茂

發行所

法人

東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印問三屋中



00Z

160